



総長選考方法を変更？！

北大の総長選考会議の議事要旨は、教職員向けサイトで閲覧可能ですが、1年以上に渡ってこのサイトの更新がなされていなかったことをご存じでしょうか？ 最近になって、そのサイトで昨年1月以降の議事要旨が公開されました。

平成30年度第4回総長選考会議（2019年3月19日開催）と令和元年度第1回会議（2019年9月27日）の議事要旨が1月中旬に、続いて1月末には令和元年度第2回総長選考会議（2019年12月16日）の議事要旨が公開されました。実はこのほかに、総長解任のために2018年度中に2回、2019年度には5月から7月の間に7回、計9回の臨時総長選考会議が開催されていますが、これらの議事要旨は全く公開されていません。

2019年12月16日の議事要旨に、総長選考について「事務局から……選考方法の見直し案の説明があった後、審議した結果、意向聴取は過半数の票を得る者の有無にかかわらず1回限りとすること、教育研究評議会から候補者を推薦できることと

すること、それに伴い候補者の推薦に係る届出の期間を公示日から14日以内とすることが了承された。」とあります。総長選考会議ではすでに総長選考の意向投票を1回だけにすると決定したのです。私たちの全く知らないところで、大学の代表を決める選挙方法が変わったこととなります。

確かに総長選考会議規程第20条には「この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会議が定める」とあり、北大の総長を決め、辞めさせる権限はすでに総長選考会議に集中されていることがわかります。そして総長選考会議の規程自身も、この会議で改定されるのです。この総長選考会議は現在進行中の総長解任の主役ですが、解任の理由の説明が全くなく、構成員にも社会にも説明責任を果たしていません。大学の代表をこのように決める仕組みがなぜ導入されたのか、大学は一体誰のもので何のためにあるのか、私たちは議論し行動しなければならない分岐路に立っているのではないのでしょうか。（執行委員長・山形 定）

笠原総長職務代理に団体交渉の申し込みを行いました

北大教職員組合は、2020年1月31日に団体交渉を申し込みました。要求事項は、これまでの継続交渉事項や大学側から説明のあった事項だけでなく、その他の諸事項についても交渉を申し込みました。

要 求 事 項

- ・非正規雇用者の無期転換について
- ・2019年8月7日に発表された人事院勧告を受けて大学側から同年12月23日に当組合に対して説明のあった諸点について
- ・非正規雇用者の待遇改善について
- ・長時間労働の是正について
- ・年俸制について
- ・TA、RAの扱いの問題について
- ・軍事研究等に関する北海道大学の立場について
- ・職場環境の改善について
- ・団体交渉等への参加に関する取り扱いについて

※申込書は北大教職員組合のホームページに掲載しています。そちらをご覧ください。

連載

同一労働同一賃金シリーズ (3)

2020年4月「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されます！

- ・正規職員には全員にボーナス、非正規職員は職種により少なかったり無かったり…
 - ・短時間勤務、嘱託職員には寒冷地手当の支給無し。
 - ・正規職員は採用時に有給休暇20日付与。特任教員、契約・短時間勤務職員は5日のみ。
 - ・特任教員、契約・短時間勤務職員の病気休暇は(その原因が業務上であっても)無給。
- これらの差別的待遇はすべて違法になります！

同一労働・同一賃金に対する大学の対応について

これまでの連載で、現在の待遇では、違法状態になることを指摘してきました。賞与や寒冷地手当の有無、休暇の日数等はガイドラインで明確に不合理とされています。しかし、大学からこれらの待遇を改善するという発表は一切ありません。すでに大学のウェブサイトには来年度採用の職員公募の情報が掲載されていますが、手当の支給内容は当然のように現状のままで記載されています。本来支給されるべき手当が支給されない前提での公募を行うことは、有能な人材の採用する際の妨げにもなりかねません。

また、法律が施行されると使用者(大学)には待遇差についての説明責任が課されますが、ガイドラインにより不合理とされている待遇差について説明できるはずもなく、人事担当部局が混乱することも予想されます。

そもそも業務内容をきちんと把握できるのか？

非正規職員の待遇を決定するにあたっては、業務の内容が正確に把握され、その範囲が担保されることが必要であることは言うまでもありません。窓口業務等、定常的な業務を行っている非正規職員の場合は比較的容易にその業務内容を把握することが出来るかもしれません。しかし、例えば研究室の経費で雇用されている非正規職員の場合はどうでしょうか？ 研究室の中で行われる業務について、その全容を大学が把握することは不可能に近いでし

ょう。業務内容の把握ができないにもかかわらず、どうして待遇に差を設けることができるのでしょうか？

各種手当や休暇は当然の権利です！

非正規だからといって、生活にお金がかからないわけではありません。住むところが必要なことは変わりませんし、寒ければ暖房も使用します。仕事が原因でけがをしたのに病気休暇が無給では生活に困ります。来年度へ向けてこれらの不合理な待遇差を無くしましょう。

待遇差の説明に納得できない場合は

パートタイム・有期雇用労働法は、行政ADR(裁判に依らない紛争解決の手続き)の対象となっており、大学による待遇差の説明に納得できない場合は次の2種類の手続きをとることができます。

1. 都道府県労働局長による紛争解決の援助
2. 紛争調整委員会によるあっせん

いずれの手続きも裁判に比べ迅速かつ簡便で、費用は一切かかりません。これらの手続きを経ても合意に至らなかった場合には裁判に移行することになります。

参考になる判例(ハマキョウレックス事件)

非正規労働者の待遇に関する判例として有名なものに、ハマキョウレックス事件があります。正規職員と同じ業務内容であった非正規職員が、各種手当が支払われないのは、不合理な差別を禁止した労働契約法20条に違反するとして手当の支払いを求めたものです。表(次頁)に示したように住宅手当を除くすべての手当について支給しないのは不合理であるとの判決が出ました。住宅手当のみ、転居に係る費用が正規職員にはあるとして不合理ではないという判決が出ましたが、転居の無い正規職員にも支給されていることからやはり不合理であるとの批判もあります。また、北海道大学は正規職員でも、キャンパス間の人事異動はごく少ないため、こちらでも不合理であると判断される可能性が高いと思われます。(組合副委員長・日下 稜)

ハマキョウレックス事件における各種手当の支給判断とその理由

手当名	判断	手当の支給目的	判決理由
無事故手当	不合理	優良ドライバーの育成や安全な輸送による顧客の信頼の獲得を目的として支給	正社員と契約社員の職務の内容が同じであり、安全運転および事故防止の必要性は同じ。将来の転勤や出向の可能性等の相違によって異なるものではない。
作業手当	不合理	特定の作業を行った対価として作業そのものを金銭的に評価して支給される性質の賃金	正社員と契約社員の職務の内容が同じであり、作業に対する金銭的評価は、職務内容・配置の変更範囲の相違によって異なるものではない。
給食手当	不合理	従業員の食事に係る補助として支給	勤務時間中に食事をとる必要がある労働者に対して支給されるもので、正社員と契約社員の職務の内容が同じであるうえ、職務内容・配置の変更範囲の相違と勤務時間中に食事をとる必要性には関係がない。
住宅手当	不合理ではない	従業員の住宅に要する費用を補助する趣旨で支給	正社員は転居を伴う配転が予定されており、契約社員よりも住宅に要する費用が多額となる可能性がある。
皆勤手当	不合理	出勤する運転手を一定数確保することから、皆勤を奨励する趣旨で支給	正社員と契約社員の職務の内容が同じであることから、出勤する者を確保する必要性は同じであり、将来の転勤や出向の可能性等の相違により異なるものではない。
通勤手当	不合理	通勤に要する交通費を補填する趣旨で支給	労働契約に期間の定めがあるか否かによって通勤に必要な費用が異なるわけではない。正社員と契約社員の職務内容・配置の変更範囲が異なることは、通勤に必要な費用の多寡に直接関係はない。

※厚生労働省「改正後のパートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について」を一部改変

2020年1月29日 同一労働同一賃金ガイドライン説明会 報告

1月29日実施の同一労働同一賃金ガイドライン説明会の報告です。まず、今回の説明会は道内労働組合の連合体である道労連のあと押しで実現したことを感謝と共に申さねばなりません。説明会のために組合は、道労連の応援を得て1月22日と27日の2回、朝の通勤時間帯に（寒い中！）ピラ撒きをしましたが、残念ながら説明会への参加者は多くありませんでした。とはいえ、参加者には有意義な会合となったであろうことは、確信を以て言うことができます。

山形組合委員長の冒頭挨拶のあと、労働問題に詳しい北海道大学の川村雅則先生の講演がありました。最初に、非正規雇用者の待遇改善（「同一労働同一賃金」）は、この間社会で話題となってきた有期雇用の無期転換（これについて組合は2年前に、大勢の参加者を得て説明会を実施しました）と一緒に取り組むべき課題だ、という点が強調されていました（我々組合も引き続き雇用期良散廃を要求に掲げて次回団交に臨む予定です）。そして、今年4月施行のパートタイム・有期雇用労働法は不十分だが待遇改善のために使えるという理解のもと、・不合理な待遇差の禁止 ・待遇に関する使用者側の説明義務 など同法のガイドラインが説明されました。そして同法には均衡待遇規定と均等待遇規定の両方

があるが、使用者側が拒否しにくいという意味で前者のほうが使いやすい、また、説明義務の要求は個人でも可能だが、組合の団体交渉の中でしたほうが良いなど、実践的な指摘もありました。最後に、川村先生の所属する北海道大学での労組の先進的と言える取り組みが紹介されていました。

次に、「北海道大学における「賃金・労働条件格差」の実態」について組合の日下副委員長が報告しました。日下さんの上記記事からも明らかのように、一言で言えば北大の対応は全く人を喰ったものです。実は去る1月17日「同一労働同一賃金への対応について」大学側から組合に対して説明があったのですが、4月からの新法施行とは全く無関係な、限られた職種の特種な労働に新たに手当を出すという改定案で、「北大は同一労働同一賃金の問題に対応した」と称するためのアリバイづくりでしかないことは明白です。こういう不誠実な対応を許さないためにも、組合に加入して大学に要求しましょう！

最後に道労連の三上議長から挨拶があり、説明会終了となりました。なお、説明会に並行する形で、希望者の個別相談に応じる取り組みも行なわれました。また、僅かですがこの説明会を機に組合にご加入いただいた方もあったことをご報告しておきます。（組合書記長・戸田 聡）

行事報告① 静内牧場職場懇談会

昨年11月12日に静内牧場を訪問し、組合員4名の参加者と夕食をしながらの懇談会で、技術職員の現状と体制を中心に議論しました。具体的には、(1)この間職員異動等が実現していること、(2)現在技術職員6人勤務のうち、有期雇用職員が1名(ただし65歳まで雇用)おられること、(3)(近年育休もあり)休日振替があるので、日常的に3-5名の勤務になり、肉牛の売り払い時は1-2名体制の時もある。休日は2名体制となっていること、地方は人がいないなどが挙げられました。その他、組合費に関して、組合の活動に対する理解を示した上で、毎年計算ではなく、給与調査時で計算されていることが課題とされました。(組合執行委員・荒木 肇)

行事報告② 文学部班会議

2020年1月20日文学部班では総長選考会議より出された総長選出方法の改訂に関して緊急に議論の場を持つことが必要と考え班会議を設定し、8名を超える参加者を得ました。論点となったのは、①現総長を選出した選考会議の責任問題、②構想されている新たな選考方法の是非、③選考会議の情報開示の欠落・秘密主義などでした。とりわけ、意向投票の位置づけに関しては意見も分かれていましたが、総じて選考会議の拙速な運営と公開性の問題が取り上げられ、1月24日の教授会では組合員教員から疑義を意見する意思が確認されました。実際、文学研究科教授会では、報告事項として取り上げられた選考会議の提案に関して、非組合の教員から疑義・質問が出され、多くの教員が疑問をもっていることが確認されました。文学部内の世論を喚起することには成功しましたが、その後に判明した事実(選考会議はすでに12月中に選考方法を決定していたこと)からすれば、事態はさらに悪化しているとの印象をもっています。

(文学部班書記長代行・長谷川 貴彦)

WaiWai 昼食会やっていますよ!

2019年6月から始まった組合員のWaiWai昼食会、引き続き毎週月曜日にやっています! その時々、参加したメンバーが関心を寄せていること・職場のこと等々を気軽に話し合いなど、ワイワイとお弁当を食べながらやっています。



※月曜日のお昼休みに書記局に顔を出してみませんか?

飲み物を用意してお待ちしています。

行事報告③ 病院班新年会

1月24日(金)17時半から病院班書記局で昨秋アンケートに協力して下さった方も交えて7名の参加で病院班主催の新年会を行いました。

小崎さんが準備した、つみれ汁・鶏釜飯・漬け物等を味わいながら、「医大懇参加報告」「病院アンケート結果報告」を聞いた後、非正規職員の雇用問題、正規職員の任期付き、看護師の2交替勤務、夜勤時のタクシー代、時間外勤務、取得できない年休等日頃感じていることを話し合い、気がつくとも終了予定時刻過ぎての終了となりました。(組合書記次長・山口 桂)



当日のメニュー

- 2/15-16 北海道・東北合同地区別単組代表者会議 13:00～北海道大学
- 2/20 「同一労働同一賃金」市民講座 in 札幌④ 18:30～かでの 2.7
- 3/1 非正規差別をなくそう! 北海道集会 10:00～エルプラザ
- 3/4 北大定年退職記念の集い 18:00～北大生協中央食堂2F
- 3/8 さようなら原発北海道集会 10:00～ホテルポールスター札幌
- 3/14 道公務共闘第4回非正規交流会 17:00～酒処かんろ



行事案内